



知りたいけど...
なかなか聞けない

お金の話



■ 高額療養費制度って？

- 「高額療養費制度」とは、病院や薬局で1ヶ月間に支払う医療費が高額となる場合に、**支払いを自己負担限度額までにする制度**です。自己負担限度額は、**年齢と年収**で決まります。

詳しくは、各保険者※1設置の相談窓口または、本館1階「がん相談支援センター」までお尋ね下さい。

(※1) 保険者：健康保険事業の運営主体。市町村、全国健康保険協会など。



全額自己負担が必要です。
「民間の医療保険」へ加入していれば、給付の適用となる場合もあります。

公的医療保険などが適用となるお金

検査代／入院料／手術代／放射線治療費／薬代／訪問介護利用料金など

高額療養費の対象

それ以外にかかるお金

通院・入院時の交通費／開発中の試験的な治療(先進治療など)／試験的な薬(治験)・医療機器を使った治療費／差額ベッド代／入院中の食事代／病衣／診断書／医療用ウィッグ／家族の交通費／宿泊費など

■ どうやって申請するの？

- まずは、保険証で加入している**公的医療保険の種類**（例：国民健康保険、協会けんぽなど）を確認しましょう。**保険者によって書類や手続きが違う**ので、保険者へ問い合わせをしましょう。

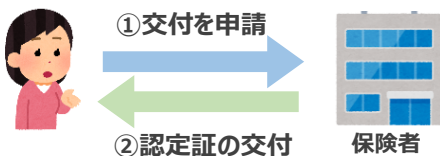
❗ 「事前申請」と「事後申請」のどちらでも最終的な自己負担額は同じです。

《保険証の例》

健康保険
被保険者証
被保険者氏名 ○○○ ○○○
保険者番号 ○○○ ○○○○○○
被保険者名称 ●●●●●●●●●● 保険組合
保険者が記載されています

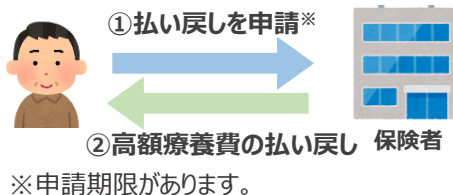
事前申請の場合

- 「限度額適用認定証」が交付されると、病院や薬局での支払い金額は自己負担限度額までになります。



事後申請の場合

- 一時的に負担額を全額支払った後で、自己負担限度額を超えた医療費が払い戻されます。(約3ヶ月後)



■ 誰に相談したらいいの？

- 当院の**医療ソーシャルワーカー（相談員）**  がご相談に対応いたします。

病棟看護師または、本館1階「がん相談支援センター」までお声がけください。